

東けいさつ トピックス

3月

守りたい笑顔の絆



警察官騙りの特殊詐欺が多発！
見破るポイントを熟知して被害防止を！
自転車は軽車両です！
基本ルールを守り、安全な利用を！



【特殊詐欺(警察官騙りが多発)】

令和7年中の東区内の特殊詐欺被害は43件で、被害額は2億6千万円を超え一昨年比+23件で+2億円超えと激増しています。

その詐欺電話のなかで、多くのニセ警察官が登場しています。

※本年に入ってもニセ警察官が登場する詐欺被害が発生しています。

ニセ警察官を見破るポイントとして

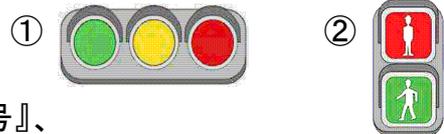
- ❖ 国際電話番号や知らない携帯電話番号からの電話には出ない
※詐欺対策アプリをインストールして詐欺電話対策をしよう
- ❖ 警察官は、ビデオ通話で取り調べを絶対に行いません
※警察官から「ビデオ通話で取り調べをする」と言われたら詐欺
- ❖ 警察官は、「ネットバンキング」の開設等の指示はしません
※警察官が身の潔白を証明するために「ネットバンキングの開設」や「誰にも言わないように」等の指示をすれば詐欺
- ❖ 警察官は、「暗号資産やお金」を送金させることはありません
※警察官から、犯罪の収益調査名目で送金等の指示を受けたら詐欺



【自転車の基本ルール】

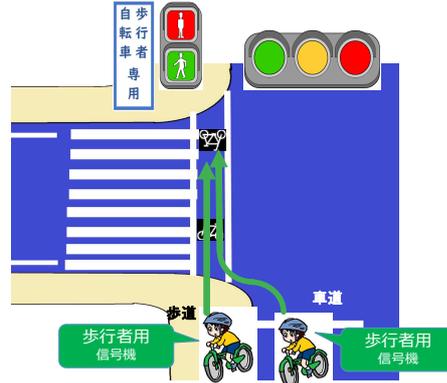
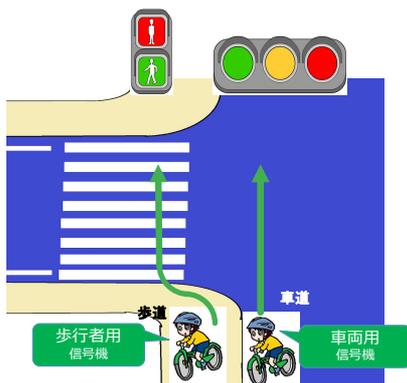
❖ 自転車が従うべき信号はどれ？

- ・自転車は、車道を進行するときは、①『車両用信号』、歩道を進行するときは、②『歩行者用信号』に従います。
- ただし、『歩行者用信号』に③『歩行者・自転車用専用』の標示がある場合は、車道を通行していても、これに従います。



『歩行者・自転車用専用』標示がない場合

『歩行者・自転車用専用』標示がある場合



※自転車横断帯があるときは、自転車横断帯を通行しなければなりません。